

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：一般案件） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00034 沿革（略） <u>令和4年3月30日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033）によるもの以外の一の契約に係る申込みその他手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：一般案件） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00034 沿革（略）</p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033）によるもの以外の一の契約に係る申込みその他手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p>第1条（略）</p>	<p>第1条（略）</p>	
<p>（申込み）</p> <p>第2条 貿易一般保険包括保険（設備財）特約書に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、原則として、特約書に定められた期間ごとにかつ対象契約が締結された日の属する月の翌月の末日までに別紙様式第1 - 1による貿易一般保険申込書に、当該申込に係るデータを添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては、内諾申請書を提出した方に限る。以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の対象契約で代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）が二以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が二以上にわたる場合、貨物の輸出、販売又は賃貸（以下「輸出等」という。）に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。また、貿易一般保険</p>	<p>（申込み）</p> <p>第2条 貿易一般保険包括保険（設備財）特約書に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、原則として、特約書に定められた期間ごとにかつ対象契約が締結された日の属する月の翌月の末日までに別紙様式第1 - 1による貿易一般保険申込書に、当該申込に係るデータを添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては、内諾申請書を提出した方に限る。以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の対象契約で代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）が二以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が二以上にわたる場合、貨物の輸出、販売又は賃貸（以下「輸出等」という。）に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。また、貿易一般保険</p>	

新	旧	備考
<p>運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045）第40条に規定する告知事項その他の告知事項について、貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第21条第1項の規定に基づき告知を行う場合には、別紙様式第1 - 2による貿易一般保険告知書を提出するものとする。なお、日本貿易保険が対象契約を証する書類の写しの提出を求めたときは、当該書類を添付するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 2年以上案件（別に定める基準に規定するものをいう。）の申込みにおいては、貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091）に基づくスクリーニングフォームを提出するものとする。</u></p>	<p>運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045）第40条に規定する告知事項その他の告知事項について、貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第21条第1項の規定に基づき告知を行う場合には、別紙様式第1 - 2による貿易一般保険告知書を提出するものとする。なお、日本貿易保険が対象契約を証する書類の写しの提出を求めたときは、当該書類を添付するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	
<p>第3条～第26条 （略）</p>	<p>第3条～第26条 （略）</p>	
<p>（電子情報処理組織を使用した申込等）</p> <p><u>第27条 この細則に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>	<p>（電子情報処理組織を使用した申込等）</p> <p><u>第27条 この細則に規定する手続について電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00090）によるものとする。</u></p>	
<p>別表1～別表6 （略）</p>	<p>別表1～別表6 （略）</p>	